

賃貸住宅オーナー向け「オーナーズガード」が好調

7月から3カ月で成約2000件

少額短期保険
ハウスガードは
11月18日、大東
建託グループが
管理する賃貸住
宅のオーナー向
けの家賃補償保
険「オーナーズ
ガード」が、7
月からの3カ月間
で2000件成約し
た。保有契約件
数は6万8000
件を超えている。
同社では7月から
「オーナーズガ
ード」を改定し、
引受額の上限を
2倍に引き上げた。
前記

つ、引受上限を従来の2倍に引き上げ、かつ1事故で1000万円を超える可能性のある事故の補償相当分の保険料を割り引く(従来水準に比べ約40%少ない保険料とする)とした。
本商品の販売好調について、同社では「改定によって、複数棟所有しながらも、従来当社が設定していた引受額の上限規制によって一部の棟のみしか加入できなかったオーナーの場合でも、加入可能棟数が増え、火災や近年頻発している自然災害による家賃損失への備えを充実させたことが評価されたものと考

少額短期保険ハウスガード

2000件の成約のうち、300件は上限の引き上げを適用した契約で、販売の好調は改定の効果によるものとしている。
賃貸住宅経営あんしん補償保険「オーナーズガード」は、火災や水災の事故によって損失した賃貸住宅の家賃を補償する保険だが、その事故の種類によって被害の範囲は大きく異なる。複数の棟を所有している場合、火災等が発生しても複数の棟にまたがって被災することはありません。したがって、引受限度額を引き上げても少額短期保険の1事故での支払限度額1000万円を超えることはなく、損失家賃は実質補償されることとなる。一方、水災等の場合は、複数の棟が同時に被災し、損失家賃額が100万円を超える可能性があるが、1事故の支払いは1000万円が限度となる。
そこで今回の改定では、支払限度額1000万円は据え置きつつ、引受上限を従来の2倍に引き上げた。前記

えている」としている。また、同社では「新しい生活様式」にふさわしい申し込み方法として、スマートフォン申し込みとSMS(ショートメッセージサービス)を組み合わせた非対面・非接触型の保険募集手法を入居者向けとオーナー向けの双方の商品に既に導入しており、顧客、代理店から好評を得ているという。同社では今後も、「お客さまファースト」の実現を目指して、補償内容の充実やサービスの向上に取り組んでいくとしている。